

利益相反（COI）の開示について

2016年12月2日に制定されました「一般社団法人日本健康教育学会 利益相反に関する指針」に従い、学術大会での発表内容に利益相反がある場合に自己申告書を提出することが、また、学術大会での演題発表の際に、利益相反を開示することが必要になりました。

本学術大会において、抄録原稿登録の際は利益相反に関する手続きが必須になります。COI 開示の重要性をご理解いただき、適切な手続きをしていただきたくお願い申し上げます。

対象

会員、非会員を問わず、学術大会で発表、特別講演・シンポジウム・教育講演等の講演を行う筆頭発表者が対象です。

ただし、企業展示、ランチョンセミナー、スポンサードシンポジウムの発表者や演者は除きます。

自己申告が必要な場合

発表する研究に係る企業・法人組織、営利を目的とした団体との経済的な関係について、過去1年間における利益相反状態が有る場合（「COI 自己申告書」に記載された基準を超える場合）

自己申告の方法

抄録原稿登録時に下記の方法にて日本健康教育学会事務局へ申告してください。

- 1) 「日本健康教育学会 発表時 COI 自己申告書」に必要事項を記載し、署名してください。
- 2) 署名したものを学会事務局に郵送してください。
- 3) 提出先

【一般社団法人日本健康教育学会事務局】

〒350-0288 埼玉県坂戸市千代田 3-9-21 女子栄養大学食生態学研究室内

TEL : 049-283-2310

利益相反の開示

発表時に口演発表者はスライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）に、ポスター発表者はポスターの最後に、利益相反の有無、および、利益相反がある場合には企業名を掲示してください。

不明な点などのお問合せは、学会事務局まで、メール（nkkg@eiyo.ac.jp）またはお電話（049-283-2310）でお願いいたします。